監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合していること。

⑴　工事種別　建築工事

配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ．一級建築士の免許を有する者

ｂ．建設業法第15条第２号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者

ｃ．平成27年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の１）から３）の要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工経験を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

１）建物用途　特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠～㈤に該当すること）

２）構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

３）建物規模　延床面積5,000㎡以上の特殊建築物

⑵　工事種別　電気設備工事

配置予定技術者は１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ．技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わる者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

ｃ．平成27年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の１）から３）までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑹キ㈡による。

１）建物用途　（㈠ｃ．１）に同じ

２）建物規模　（㈠ｃ．３）に同じ

３）工事種目　電灯設備及び火災報知設備

⑶　工事種別　暖冷房衛生設備工事

配置予定技術者は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

ａ．技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。

ｂ．国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第２号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

ｃ．平成27年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の１）から３）までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは⑹キ㈡による。

１）建物用途　（㈠ｃ．１）に同じ

２）建物規模　（㈠ｃ．３）に同じ

３）工事種目　空気調和設備又は給排水設備

⑻　工事監理企業の参加資格要件　工事監理に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記ア～ウの要件を満たすこと。

ア　令和７・８年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「Ａ」等級に格付けされている者であること。

イ　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ　次に該当する建物の工事監理実績があること。平成27年４月以降に延床面積5,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠～㈤に該当すること）の工事監理実績

エ　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合、下表の「分担業務分野」によるものとする。ただし、次の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

㈠　建築分野　平成21年国土交通省告示第15号別添一第１項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの。

㈡　構造分野　同上「構造」に係るもの。

㈢　電気設備分野　同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの。

㈣　機械設備分野　同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの。

オ　次に示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

㈠　工事監理者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

㈡　各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

㈢　工事監理者は、いずれかの担当業務分野の監理主任技術者を兼任することを認める。

カ　工事監理者及び各監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

キ　工事監理者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

ク　工事監理者及び各監理主任技術者は、次に示す要件を満たす者を配置できること。ただし、工事監理者は上記⑺オの建設企業で配置する監理技術者との兼務は認めない。また、４⑴オのただし書きによること。

㈠　平成27年４月１日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での業務に限る。